

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
第3章 戦略的地震防災対策指針 1 基本理念 地震等の災害に対して、従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組み、府民の暮らしを守る 大規模地震は、一瞬のうちに、府民のかけがえのない生命を奪うなど甚大かつ深刻な被害を与えるものであり、地震防災対策の推進は府民の暮らしを守る上で京都府の重要課題の一つである。 京都府ではこれまでから指針及び推進プランを策定し、地震防災対策に取り組んできたところであるが、東日本大震災や熊本地震等への支援、府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓を活かすとともに、今後発生が想定される南海トラフ地震等の被害に備えた対応を講じることにより、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組んでいくことが必要となる。 このため、人的被害の軽減、物的被害の軽減、社会・経済活動の維持を総合的・効果的に実施するための戦略を定め、地震防災対策を積極的に推進する。 2 減災目標 住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる 地震等の大災害から完全に人的・物的被害を抑止し、安定した社会・経済活動を維持することが最終的な目標であるが、この目標を即座に達成することは、現実的に困難な状況にある。 しかしながら、最終的な目標に近付ける努力を継続的に行うことが重要であり、具体的な達成目標を掲げることで取組が促進され、また進捗状況を客観的に評価することが可能になる。 こうしたことから、前指針で掲げた目標に対して、これまで実施してきた地震防災に関する施策の成果を踏まえ、より高い減災目標を掲げるとともに、人的・物的被害との相関が高い住宅の耐震化率を最も重要な指標として掲げることとし、上記の減災目標を設定する。 なお、これらの減災目標は、「第1章2 京都府を取り巻く地震災害のリスク」に示す地震被害数量を基準として設定するものである。	第3章 戦略的地震防災対策指針の基本理念等 1 基本理念 南海トラフ地震等の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と財産を守る 大規模地震は、一瞬のうちに府民のかけがえのない生命を奪うなど、甚大かつ深刻な被害を与えるものであり、地震防災対策の推進は府民の生命と財産を守る上で京都府の重要課題である。 京都府では、戦略的地震防災対策指針及び推進プランを策定し、東日本大震災や熊本地震等への支援や府内で相次ぎ発生した水害による災害対応等で得られた経験や教訓も活かしながら地震防災対策に取り組んできたところである。 一方、京都府及びその周辺地域では、22の活断層が確認され、最大震度7が予想されているほか、南海トラフ地震の30年発生確率が70～80%とされるなど、今後10年間のうちに大規模地震が発生する可能性が高まる中、地震等の災害に対して従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組むことが必要である。 このため、京都府総合計画の策定を踏まえ、人的被害の軽減、物的被害の軽減、社会・経済活動の維持を総合的・効果的に実施するための新たな戦略を定め、地震防災対策を積極的に推進する。 2 減災目標 府域の概ね全ての住宅について、耐震化を含めた減災化住宅化を進めるとともに、公共施設等の耐震化等に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を概ね4分の1に軽減する 大規模地震発生時における人的・物的被害を抑止し、安定した社会・経済活動を維持することを最終的な目標とし、この目標に近付ける努力を継続的に行うことが重要であり、具体的な達成目標を掲げることで取組が促進され、進捗状況を客観的に評価することが可能になる。 人的・物的被害との相関が高い住宅の耐震化については、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び国土強靱化年次計画2019において、令和7年度に耐震性が不足する住宅を概ね解消するとされているが、京都府では、平成29年に京都府建築物耐震改修促進計画を策定し、耐震化を含めた減災に関する幅広い対策が施された減災化住宅の考え方を示し、府域の住宅の概ね全てを減災化住宅とするよう目指している。 今回、これまで実施してきた地震防災に関する施策の成果を踏まえ、減災目標を掲げるとともに、人的・物的被害との相関が高い住宅の耐震化及び減災化住宅化、さらに公共施設等の耐震化を最も重要な取組として掲げることとし、上記の減災目標を設定する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
4 重点的取組事項 府民のかけがえのない生命を守ることを第一において、以下の事項を重点的に推進する。 (1) 府民の生命と生活を守る ・住宅の耐震化の促進（耐震診断や耐震改修の支援等） ・重要施設の耐震化の促進（公共施設、学校、医療機関等の耐震化等） ・地震に強いまちづくりの推進（ライフラインやインフラ施設の耐震化等） ・災害対応体制の確立（消防・救出・救助・医療体制の確保） (2) 京都らしさを守る ・文化財等の保護対策の推進（文化財の耐震化促進、文化財周辺の地域防災力の充実、消防設備の整備等） ・観光客等の保護対策の推進（観光客等の帰宅支援対策等の推進等） ・企業・大学の事業継続体制の確立等（事業継続計画策定の推進等） (3) 地域力を高める（地域の絆を高め、防災力を高める） ・防災意識の向上（訓練、啓発、防災教育等の推進等） ・地域防災力の向上（消防団、自主防災組織の活性化、災害時要配慮者対策の推進等）	3 減災目標達成のための重点的取組 府民のかけがえのない生命を守ることを第一において、以下の4事項を重点的かつ戦略的に推進することとする。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
・府民の生命と生活を守る ○住宅の耐震化の推進 平成 36 年度までに住宅の耐震化率を 95％に近づける。 ※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成 37 年度までに住宅の耐震化率を 95％とすることを目標としている。 (平成 25 年度推計 81％) ○居住空間の安全性の確保 平成 35 年度までに家具の固定率 65％を目指す。 (平成 25 年度内閣府全国調査 40.7％) ○住宅への減災に関する幅広い対策の推進 平成 36 年度までに減災化住宅（注）率を 97％に近づける。 （注）減災化住宅：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの ※ 京都府建築物耐震改修促進計画では、平成 37 年度までに減災住宅率を 97％とすることを目標としている。 ○公共施設等の耐震化の推進 平成 35 年度までに防災拠点となる公共施設の耐震化率 100％を目指す。 (平成 25 年度末 86.4％) ○公立小・中学校の耐震化の推進 平成 28 年度までに耐震化率 100％を目指す。 (平成 26 年 4 月 97.0％)	(1)府民の生命と財産を守る ①住宅の耐震化・減災化住宅化の促進 ・住宅の倒壊を最小限にとどめるための耐震化を促進し、耐震化率95％以上を目指す。 ・耐震化が困難な住宅については、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等の命を守ることを最優先とした減災化住宅化を進める。 ②公共施設等の耐震化の推進 ・防災拠点となる公共施設[※]の耐震化率100％を目指す。…現状92. 3％(H30) ※災害応急対策を実施する拠点となる公共施設、警察本部・警察署、消防本部・消防署、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設、社会福祉施設 ※庁舎(228棟):76. 3％(府:95. 5％、市町村74. 3％) 警察(207棟):71. 5％ 消防(108棟):96. 3％ 文教施設(2, 964棟):99. 3％ 診療施設(34棟):94. 1％ 社会福祉施設(347棟):87. 3％ 公民館等(309棟):72. 5％ 体育館(71棟):84. 5％ ※南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、令和6年までの達成目標100％ ・災害拠点病院(13病院)の耐震化が完了したところであり、引き続き、病院の耐震化を推進する。…現状65. 1％(H30) ※南海トラフ地震防災対策推進基本計画では、令和6年までの達成目標80％ ・社会福祉施設の耐震化率100％を目指す。…現状86. 1％(H29) ※国土強靱化年次計画2019では令和2年までの達成目標95.2％ ・京都府大規模建築物耐震化支援事業の活用等により、大規模集客施設[※]の耐震化を促進する。…現状76. 2％(H30) ※病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの(百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗は階数3以上かつ5, 000㎡以上等)。 ・京都府旅館等耐震化緊急支援事業の活用等により、ホテル・旅館等宿泊施設の耐震化を推進する。 ③学校の耐震化の推進 ・公立小中学校の耐震化が完了する見込みであり、引き続き、公立高校、公立幼稚園の耐震化率100％を目指す。 …現状:公立高校98. 5％(H30)、公立幼稚園91. 1％(H30) ・京都府私立学校施設緊急耐震化支援事業の活用等により、私立学校の耐震化を推進する。 …現状87. 8％(H29) ・大学の耐震化実態調査を実施し、耐震化を推進する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
○急傾斜地崩壊対策の推進 「第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、人家等に被害を及ぼす可能性がある急傾斜地崩壊対策を推進する。 ○消防水利の整備 「消防水利の基準」に基づき消火活動等に要する水利の確保を図り、「第5次京都府地震防災緊急事業五箇年計画」（平成28年度～平成32年度）に基づき、耐震性貯水槽89基を整備する。 ○緊急輸送道路の整備・耐震化の推進 ・橋梁の耐震化の推進 平成27年度までに、緊急輸送道路（京都府管理道路）の橋梁の耐震化率100%を目指す。 ○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進 緊急輸送道路の災害時における迅速な通行を確保するため、耐震化促進の優先順位を設定し、沿道建築物の耐震化を推進する。 ○ライフラインの復旧体制の充実 ・高い耐震性を有する都市ガス導管の割合90%を目指す。 ・浄水施設（乙訓浄水場）の耐震化を完了する。 ・府営水道の基幹管路耐震化率56.3%を目指す。 ・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率70%を目指す。 （京都らしさを守る） ○密集市街地における耐震化、不燃化 地震時に発生する火災による市街地延焼を抑制するため、京都らしい景観の保全にも配慮しながら、平成32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地（府内2市13地区362ha）」の解消を目指す。	④公共インフラの耐震化等の推進 ・緊急輸送道路の橋梁の落橋防止対策が完了したところであり、引き続き、橋梁の早期復旧対策、法面对策、京都府緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業の活用等による沿道建築物の耐震化を促進する。 ・京都府無電柱化計画に基づき、道路の無電柱化を推進する。 ・省令により耐震対策が求められる鉄道施設のうち、駅舎の耐震化が完了したところであり、引き続き、高架橋の耐震化を促進する。 ・城陽排水機場等、河川施設の耐震化を推進する。 ・岸壁等の臨港道路等の港湾施設の耐震対策を推進するとともに、京都舞鶴港港湾BCPに基づき、大規模災害時に緊急物資輸送や危機管理対応等の優先業務を継続させ、物流機能が早期に回復できるよう、港湾関係者が連携する体制の強化を行う。 ⑤ライフラインの地震対策の推進 ・停電状況の早期把握と情報提供を図るため、停電情報収集システムの増強が完了したところであり、引き続き、感震ブレーカーの普及促進、重要施設リストを活用した供給体制の構築等、電力施設の地震対策を推進する。 ・電線類地中化や通信局舎や無線基地局の耐震化等、通信施設の地震対策を推進する。 ・地震を感知する家庭用マイコンメーターの普及促進、供給エリアのブロック化等非常時供給停止システムの構築、耐震性ガス管更新等、都市ガス施設の耐震化を推進する。 ・京都府宇治、木津、乙訓浄水場（取水から浄水場出口まで）の耐震化が完了し、引き続き送水管路等、老朽艦路の耐震化を推進するとともに、全ての市町村で上水道施設（基幹管路・水道施設）の耐震化計画を策定する。 ・流域下水道の幹線管渠及び市町村が管理する下水道施設（終末処理場、幹線管渠）の耐震化を推進する。 ⑥市街地における地震対策の推進 ・地震時等に著しく危険な密集市街地（京都市11地区）を解消する。 ・ブロック塀、自動販売機、屋外広告物等の転倒・落下防止対策を推進する。 ・「消防水利の基準」に基づき、消火活動等に要する水利の確保を図るとともに、地震時も利用可能な耐震性貯水槽の整備を推進する。 ⑦地震災害危険箇所における対策の推進 ・土砂災害警戒区域等の指定を完了するとともに、要対策箇所（5,500箇所）の整備を推進する。…現状760箇所完了（H30） ・防災重点ため池（625箇所（R元.5））のハザードマップを作成するとともに、要対策箇所（70箇所）の整備を推進する。 ・大規模盛土造成地マップを公表（H28）しており、引き続き、造成年代を記載した台帳を整備する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
○総合的な津波対策の実施 ・平成 28 年度までに津波災害警戒区域等の指定を行う。 ・全沿岸市町で津波ハザードマップを作成し、平成 29 年度までに津波避難訓練を実施する。	⑧津波対策の推進 ・津波浸水想定(H27)と津波災害警戒区域指定(H28)に基づき、市町の津波避難場所の見直しが完了しており、引き続き、全て沿岸市町で津波ハザードマップを作成するとともに、要配慮者の避難促進施設の指定、避難確保計画作成、要配慮者を含めた避難訓練を実施する。 ⑨原子力災害対策の推進 ・原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高めるため、避難道路や放射線防護施設、避難退域時検査等に必要な資機材を計画的に整備するとともに、国、関係府県及び関係機関と連携し、避難訓練を実施する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
（府民の生命と生活を守る） ○災害対応体制の確立 警察、消防、自衛隊、海上保安本部の救出・救助体制の充実・強化を図るため、訓練を実施するとともに、救出・救助のための計画や資機材を整備する。 また、緊急災害医療チーム（DMA T）従事者の養成・確保等災害時の医療体制の確立に向けた取組を進める。 （日本DMA T及び京都DMA Tの養成を行い、各DMA T指定病院で3チームの体制を確保する） （府民の生命と生活を守る） ○常備消防力の充実・強化 「消防力の整備指針」等に基づき、常備消防力を充実・強化する。	（2）災害対応体制を強化する ①災害対応体制の強化 ・総合防災情報システムを整備するとともに、危機管理センターを設置する。 ・京都府庁地震業務継続マニュアル（H22）に基づき、執務室が使用不能となった場合の代替施設の確保、非常用自家発電機の燃料確保等を推進する。 ・京都府災害時応急対応業務マニュアルを策定し、府及び市町村職員の災害時応急対応業務の標準化を推進するとともに、市町村と連携した応援受援訓練を実施する。 ・緊急参集チーム、非常時専任職員等による初動対応の充実、強化を図る。 ・関係省庁のほか、自衛隊、警察、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、海上保安本部、関西広域連合等と連携した広域応援受援体制を強化する。 ・200を超える民間企業、団体等との災害時の応援協定を締結しており、訓練等により協定の実効性を高めるとともに、今後とも、必要に応じて支援企業、団体の拡大を図る。 ・ICT、AI技術を災害情報収集等の災害対策に活用する仕組みを構築する。 ・市町村と連携して、安否不明者等の氏名等の公表のあり方を検討する。 ・国の活断層の再評価を踏まえ、最新の科学的知見に基づいた活断層毎の被害想定の見直しを進める。 ②常備消防力の充実強化 ・「消防力の整備指針」等に基づき、府内15消防本部の常備消防力を充実・強化するとともに、消防業務の共同化や救急・救助に係る相互応援等、連携強化を図る。 ③地震発生時における医療体制の充実 ・医療圏ごとに、災害拠点病院（13病院）、災害医療コーディネーター、緊急災害医療チーム（DMAT）が連携し、災害時医療体制の充実を図る。 ・DMATの養成を行い、DMAT指定14病院で各3チーム以上の体制を確保する。 ・関西広域連合と連携したドクターヘリ共同運行により、地震発生時の医療体制の充実を図る。 ④避難体制の充実 ・指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震化率100%を目指す。 ・公的備蓄等に係る基本的な考え方（H26）に基づき、府内の最大想定避難者数28万人の食料、飲料水等を備蓄しており、引き続き、適切に運営・管理するとともに、避難所における物資充足状態を管理する備蓄物資管理システムを整備する。 ・停電発生時に、避難所の電力優先復旧、臨時供給を行い、可搬型自家用発電機、Wi-Fi機器及び充電器を貸与する体制を整備するとともに、停電発生に備えて一般の家庭や企業による電源確保を普及させる。 ・熊本地震を踏まえた車中泊避難対応検討会取りまとめ（H29）に基づき、車中泊可能避難場所のリストアップ、車中泊避難者の状況把握、健康指導等、地震発生時における車中泊避難対策を推進する。 ・南海トラフ地震臨時情報を府民や企業に周知、啓発する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
（府民の生命と生活を守る） ○業務継続体制の確立 ・平成 31 年度までに、全市町村で業務継続計画を策定する。 （京都らしさを守る） ○京都 BCP の推進 京都 BCP を推進し、地域や業界で災害の情報共有等の連携を図り、事業継続計画を策定する。 （京都らしさを守る） ○事業継続計画の取組の推進 平成 32 年度までに過半数の中堅企業、大学等における事業継続計画の策定を目指す。 （平成 25 年度内閣府全国調査における中堅企業の策定率 25.3%）	⑤早期復興に向けた体制強化 ・大規模災害からの迅速かつ円滑な復興に向け、あらかじめ復興計画の策定手順を定めるなど、事前の準備に取り組む。 ・京都府災害廃棄物処理計画（H30）を踏まえ、全ての市町村で災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村、災害廃棄物処理に係る応援協定締結団体等との訓練を定期的実施する。また、国や近隣府県との連携強化を図ることにより、大規模災害時における広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。 ・被災時における汚泥の広域処理体制の構築を図る ・災害時における公営住宅斡旋、応急仮設住宅供与等に係るマニュアルを作成し、訓練を実施する。 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の研修会の開催や訓練の実施等により、早急に判定できる体制を強化する。 ・罹災証明書発行、被災者台帳作成等を一元管理できる被災者生活再建支援システムを整備（H27）したところであり、引き続き、研修会の開催等により、被災者の生活再建を速やかに支援する体制を強化する。 ⑥業務継続体制の確立 ・全市町村の業務継続計画の策定を完了し、訓練を実施する。…現状23市町完了（R1） ・京都全体の活力の維持に向け、経済関係団体、ライフライン機関、金融機関等と連携した京都BCPの取組を推進する。 ・医療機関における連携型BCP（医療連携BCP）を確立するとともに、府内企業、大学等における事業継続計画の策定及び訓練の実施を推進する。 ⑦帰宅困難者対策の充実 ・ターミナル駅周辺等において、帰宅困難者のための一時退避場所、一時滞在施設を確保するとともに、民間事業者と連携した帰宅支援ステーションの拡大を図る。 ・関西広域帰宅困難者対策ガイドライン（R1）に基づき、バス等代替輸送の体制整備、帰宅困難者への情報提供体制整備等、関西広域連合等と連携した帰宅困難者対策を推進する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
・地域力を高める ○消防団の活動力向上 「消防団員確保や消防団の地域連携の取組等を推進し、消防団の活動力向上を図る。 （早期に消防団充足率 100%を目指す）」 ○自主防災組織の活性化 自主防災組織活動を活性化するとともに、自主防災組織の組織率 100%を目指す。 （平成 26 年 4 月 1 日 89.9%）」 ○防災教育の充実 指導者向けの講習会を開催し、防災教育の指導者を育成する。 （年間 50 人の育成を目指す）」 ○災害時要配慮者対策の推進 災害時に要配慮者が安全に避難するための支援体制の確立を目指し、要配慮者に適切に対応できる人材の育成や、平常時からの情報共有等を推進する。 ○NPO等の取組強化 平成 31 年度までに大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立する。	(3)地域力を高める ①消防団の活動力向上 ・消防団員確保や消防団の地域連携の取組等を推進し、消防団充足率100%を目指す。…現状89.7%(H31) ・災害等避難行動円滑化事業により、消防団活動等に必要となる資機材購入等を支援する。 ②自主防災組織の活性化 ・自主防災組織の活動を支援するとともに、自主防災組織の組織率100%を目指す。…現状90.6%(H31) ・引き続き、自主防災リーダーの育成を推進するとともに、全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定や避難時の声掛け人材の育成による地域の共助体制を強化する。 ③防災教育の充実 ・各小・中・高等学校等で策定されている学校安全計画に基づき、発達の段階を踏まえた防災教育を実施又は実施を促す。 ④災害時要配慮者対策の推進 ・避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進めるとともに、要配慮者支援のための個別避難計画を策定する。 ・全ての小学校区で福祉避難所等の設置を進める。 ⑤ボランティア・NPO等の取組強化 ・京都府災害ボランティアセンターの初動支援チームを育成するとともに、全ての市町村において、京都府災害ボランティアセンターと連携した災害ボランティアセンター設置運用訓練を実施する。 ・平成27年度に設立した「災害時連携NPO等ネットワーク」を強化し、災害発生時にNPOの活動を支援し、NPO、行政等関係団体が相互協力する仕組みを確立する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
・京都らしさを守る ○文化財保護対策の推進 建造物の耐震化、各種消火設備の整備を所有者と連携して推進するとともに、自主防災組織と消防機関の連携による実践的訓練を全市町村で実施するなど、地域ぐるみで文化財を守る対策を推進する。 ○観光客等の保護対策の推進 新たな観光戦略を踏まえた観光客支援マニュアルの整備等、平成 31 年度までに全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する。	（４）京都らしさを守る ①文化財保護対策の推進 ・所有者と連携して、重要文化財等建造物の耐震化及び「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく防火設備の整備・改修を推進する。 ・京都府文化財防災対策マニュアル（H23）に基づき、防災設備の整備、文化財建造物の耐震診断、耐震対策、避難計画策定、緊急時連絡体制の整備等を推進するとともに、所有者の経費負担軽減を図ることにより、防災対策を促進する。 ②観光客保護対策の充実 ・京都府観光連盟ホームページ及び京都府総合防災情報システムにおいて、観光客への防災情報の提供やホームページ等へのアクセス案内の充実を図る。 ・関西広域連合の「災害時の外国人観光客対策について（R1）」に基づき、近隣府県、市町村、駐日外国公館、鉄道事業者、観光連盟、旅館・ホテル協会等と連携し、外国人観光客に対する多言語による情報提供、一時避難場所等の設置、避難誘導等を推進する体制を構築する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（減災目標達成のための重点的取組）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
（府民の生命と生活を守る） ○南海トラフ地震防災対策推進計画の策定 推進地域に指定された全市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定完了を目指す。 （平成 26 年度末 3 市町村）	

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
第4章 防災戦略の一覧 1 地震等に強い京都のまちづくりを進める 大規模地震が発生すると、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定されるほか、津波の発生により日本海沿岸域に甚大な被害が想定される。 このため、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路、津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進める。 また、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を受けた場合、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じるため、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進める。 これら施設等の整備やインフラ等の耐震化などのハード対策を行うとともに、災害危険情報の整備・共有を行い、地震等の対応に関し、府民の総力を結集した取組をまちづくりの段階から進めていくことで「地震等に強い京都のまちづくり」を進める。 なお、耐震化等の地震対策の推進に当たっては、長周期地震動対策、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン等の確保にも留意する。 1-1 地域と連携したまちづくりを進める 1-1-1 危険地域の指定等を進める 発災時に府民の生命・身体・財産に危険が生じる恐れがある地域を明らかにすることは、府等の関係行政機関が効率的な地震対策を行うとともに、府民が円滑に避難するために重要である。 このため、府は科学的根拠に基づく調査・検証を速やかに実施し、災害危険地域等の指定又は特定を行う。 1-1-2 ハザード情報の一元化を進める 府民が平時から災害危険情報を認識し、地震発生時に的確な安全確保行動をとれるようになるためには、府民に地域の震度分布や液状化危険度など様々な災害危険情報を一元的に公表する必要がある。 このため、府は災害危険情報について、各種ハザード情報を重ね合わせて表示することができる機能を整備し、公表する。 1-1-3 地域でハザード情報の共有を進める 府民の生命・身体・財産を守るためには、災害危険情報により大規模な被害が想定される地域について、地域におけるハザード情報の共有を図りながら、府等の関係行政機関が適切に地震対策を行った上で、地域住民が地域レベルでの防災活動を行うことが重要である。	第4章 政策目標ごとの防災戦略 1 地震等に強い京都のまちづくりを進める 大規模地震が発生すると、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定されるほか、津波の発生により日本海沿岸域に甚大な被害が想定される。 このため、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路、津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進める。 また、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を受けた場合、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じるため、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進める。 これら施設等の整備やインフラ等の耐震化などのハード対策を行うとともに、災害危険情報の整備・共有を行い、地震等の対応に関し、府民の総力を結集した取組をまちづくりの段階から進めていくことで「地震等に強い京都のまちづくり」を進める。 なお、耐震化等の地震対策の推進に当たっては、長周期地震動対策、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン等の確保にも留意する。 1-1 地域と連携したまちづくりを進める 1-1-1 危険地域の指定等を進める 発災時に府民の生命・身体・財産に危険が生じる恐れがある地域を明らかにすることは、府等の関係行政機関が効率的な地震対策を行うとともに、府民が円滑に避難するために重要である。 このため、府は科学的根拠に基づく調査・検証を踏まえて、計画的に災害危険地域等の指定又は特定を行う。 1-1-2 ハザード情報の一元化を進める 府民が平時から災害危険情報を認識し、地震発生時に的確な安全確保行動をとれるようになるためには、府民に地域の震度分布や液状化危険度など様々な災害危険情報を一元的に公表する必要がある。 このため、府は、各種ハザード情報を重ね合わせて表示することができる機能を持つシステムに掲載された災害危険情報を継続的に更新する。 1-1-3 地域でハザード情報の共有を進める 府民の生命・身体・財産を守るためには、災害危険情報により大規模な被害が想定される地域について、地域におけるハザード情報の共有を図りながら、府等の関係行政機関が適切に地震対策を行った上で、地域住民が地域レベルでの防災活動を行うことが重要である。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
このため、地域の求めに応じて関係行政機関で構成する協議組織を設置し、地域ごとの計画を作成する。 また、府民は自主防災組織等、住民等による自主的な組織で構成する協議組織を設置し、効率的な地域防災活動を行う。 1-1-4 火災発生防止対策を進める 大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や、電気製品を要因として、同時多発的に火災が発生することが想定される。 このため府・市町村は、地震時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、府民に対し、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器・火災報知器器具等の普及について啓発を図り、火災発生防止対策を進める。 1-2 重要構造物の耐震化を進める 1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める 府・市町村の庁舎、消防署、警察署等の防災拠点施設は救出・救助、消火活動等の応急対策や、被災者支援をはじめとする復旧・復興対策等の被害軽減対策の実施拠点として重要な役割を担っている。 このため、府・市町村は、防災拠点施設の耐震化を計画的・効率的に進めて完了を目指すとともに、設備のバックアップ措置・体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。 1-2-2 学校施設の耐震化を進める 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安全な環境を確保する必要がある。 また、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められており、速やかな復興を行う上で、教育活動等を早期再開することは、極めて重要である。 このため、学校施設管理者は、校舎等の構造体の耐震化の完了を目指すとともに、つり天井等の非構造部材の耐震化についてもできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。 1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める 医療施設や福祉施設は、自力で避難することが困難な利用者が多く、また、災害拠点病院をはじめとする医療機関は、多数の負傷者に対して迅速かつ適切な医療・救護活動を行うことが求められる。 このため、医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置・体制の確保を図る。	このため、市町村の求めに応じて国、府、市町村、地域住民で構成する特定地域防災協議会を設置し、地域ごとの事業計画を作成する。 1-1-4 火災発生防止対策を進める 大規模地震が発生した場合、建物の倒壊や、電気製品を要因として、同時多発的に火災が発生することが想定される。 このため府・市町村は、地震時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、府民に対し、火災の発生を防止するための行動や、感震ブレーカー、住宅用消火器・火災報知器器具等の普及について啓発を図り、火災発生防止対策を進める 1-2 重要構造物の耐震化を進める 1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める 府・市町村の庁舎、消防署、警察署等の防災拠点施設は救出・救助、消火活動等の応急対策や、被災者支援をはじめとする復旧・復興対策等の被害軽減対策の実施拠点として重要な役割を担っている。 このため、府・市町村は、防災拠点施設の耐震化を計画的・効率的に進めて完了を目指すとともに、設備のバックアップ措置・体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。 1-2-2 学校施設の耐震化を進める 学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安全な環境を確保する必要がある。 また、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められており、速やかな復興を行う上で、教育活動等を早期再開することは、極めて重要である。 このため、学校施設管理者は、校舎等の構造体の耐震化の完了を目指すとともに、つり天井等の非構造部材やブロック塀の耐震化についてもできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。 1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める 医療施設や福祉施設は、自力で避難することが困難な利用者が多く、また、災害拠点病院をはじめとする医療機関は、多数の負傷者に対して迅速かつ適切な医療・救護活動を行うことが求められる。 このため、医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置・体制の

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める 不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物が被災した場合、甚大な被害が発生することが想定される。 このため、府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 25 年改正）に基づき、不特定多数の者等が利用する大規模建築物や、緊急輸送道路等沿道建築物及び防災拠点建築物について、府建築物耐震改修促進計画等により、建築物の耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。 1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める 化学工場等危険物等を扱う施設が被災した場合、重大な二次災害を引き起こすおそれがある。 このため、毒物・劇物等を所管する府・市町村は、関係法令に基づき、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。 また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について、指導監督を行い、建築物所有者は耐震化を維持・促進する。 1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める 市街地において大規模地震が発生すると、中低層建築物は、建物の固有周期（建物が一回揺れる時間）が短く、地震波の周期と一致する共振により、大きな被害の発生が想定される。 また、建物の規模が小さいほど技術レベル、耐震レベルの低い建物が多い傾向がある。 このため、府・市町村は、所有者へ啓発を行い、建物所有者は耐震化を促進する。 1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する 過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。 このため、府は耐震性の維持・向上に配慮した公共施設等総合管理計画を策定し、施設の適正な維持・更新を図る。	確保を図る。 1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める 不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物が被災した場合、甚大な被害が発生することが想定される。 このため、府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、不特定多数の者等が利用する大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物について、府建築物耐震改修促進計画等により、建築物の耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。 1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める 高圧ガス等危険物等を扱う施設が被災した場合、重大な二次災害を引き起こすおそれがある。 このため、高圧ガス等を所管する府・市町村は、関係法令に基づき、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。 また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について、指導監督を行い、建築物所有者は耐震化を維持・促進する。 1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める 市街地において大規模地震が発生すると、中低層建築物は、建物の固有周期（建物が一回揺れる時間）が短く、地震波の周期と一致する共振により、大きな被害の発生が想定される。 また、建物の規模が小さいほど技術レベル、耐震レベルの低い建物が多い傾向がある。 このため、府・市町村は、所有者へ啓発を行い、建物所有者は耐震化を促進する。 1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する 過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。 このため、府は耐震性の維持・向上に向け策定した公共施設等管理方針に基づいて個別施設計画を策定し、施設の適正な維持・更新を図る。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める 地震により道路や鉄道等が被災し、交通機能が著しく低下した場合、経済活動や応急対策活動の支障、大量の帰宅困難者等の発生等多大な影響が想定される。 このため、施設管理者は、基幹路線の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。 また、府・市町村は、狭隘道路対策、沿道建築物の耐震化、不燃化を促進し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、河川堤防の強化や排水機場の耐震化、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める。 1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 地震による山地斜面の大規模な土砂崩壊等は、これまでも全国各地で度々発生し、大きな被害をもたらしている。 このため、府は、市町村と連携して土砂災害警戒区域等の指定を完了させるほか、急傾斜地崩壊防止施設の整備、山腹崩壊等の防止等の対策を計画的に進め、災害時の警報伝達の徹底を図る。 また、府・市町村等は、老朽化等により改修が必要なため池の堰堤の補強を計画的に進めるとともに、ハザードマップの作成により、地域の防災情報の共有を促進する。 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める 電気、ガス、上・下水道、通信等のライフラインは、府民の日常生活を支える基盤であり、災害時の救出・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上でも重要である。 このため、各事業者は、これら（応急対策活動）の機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえて、耐震化・二重化等を進め、平時からの適切な維持管理を行うとともに、行政と連携しながら効果的な復旧のあり方について検討する。	1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める 地震により道路や鉄道等が被災し、交通機能が著しく低下した場合、経済活動や応急対策活動の支障、大量の帰宅困難者等の発生等多大な影響が想定される。 これまで、鉄道の駅舎の耐震強化や脱線対策、府南部地域に多い天井川の地震対策は完了したところである。 今後は、施設管理者は、基幹路線の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる港湾の整備、鉄道の高架橋の耐震強化等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。 また、府・市町村は、狭隘道路対策、沿道建築物の耐震化、不燃化を促進し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、河川堤防の強化や排水機場の耐震化を進める 1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 地震による山地斜面の大規模な土砂崩壊等は、これまでも全国各地で度々発生し、大きな被害をもたらしている。 このため、府は、市町村と連携して土砂災害警戒区域等の指定を完了させるほか、急傾斜地崩壊防止施設の整備、山腹崩壊等の防止、大規模盛土造成地の台帳整備等の対策を計画的に進め、災害時の警報伝達の徹底を図る。 また、府・市町村等は、老朽化等により改修が必要なため池の堰堤の補強を計画的に進めるとともに、ハザードマップの作成により、地域の防災情報の共有を促進するほか、農業用水として利用していないため池は廃止又は適切な管理者への移管を行う。 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める 電気、ガス、上・下水道、通信等のライフラインは、府民の日常生活を支える基盤であり、災害時の救出・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上でも重要である。 このため、各事業者は、これら（応急対策活動）の機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえて、耐震化・二重化等を進め、平時からの適切な維持管理を行うとともに、行政と連携して構築した効果的な復旧調整の取り決めに基づき訓練を行う。 また、関係事業者は、停電発生時に備え、状況を早期に把握し、迅速に復旧作業に着手するとともに、復旧の進捗状況等顧客向けに情報発信を行う体制を構築する。 さらに、電力・通信施設の地震防災対策として無電柱化を進める。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、府・市町村は、延焼防止帯や避難路となる街路、緑地等の整備及び沿道建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、広域避難場所や支援活動の拠点となるオープンスペースとして都市公園等の整備を進め、広域避難場所等の周知を図る。 また、大規模盛土造成地の所有者等への情報提供や倒壊のおそれがあるブロック塀や自動販売機の転倒防止、落下のおそれがある屋外広告物の安全対策を推進するとともに、密集市街地の解消に向けた取組を進める。 1-3-5 津波に強い施設整備を進める 府・市町村は津波に強い施設整備を進めるため、海岸施設の点検を行うとともに、平成27年度に実施する津波浸水想定の結果を踏まえ、避難施設・避難路等の整備を行う。 1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する（再掲） 過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。 このため、府は耐震性の維持・向上に配慮した公共施設等総合管理計画を策定し、施設の適正な維持・更新を図る。	1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、府・市町村は、延焼防止帯や避難路となる街路、緑地等の整備及び沿道建築物の耐震化・不燃化など密集市街地の解消に向けた取組を進めるとともに、広域避難場所や支援活動の拠点となるオープンスペースとして都市公園等の整備を進め、広域避難場所等の周知を図る。 また、倒壊のおそれがあるブロック塀や自動販売機の転倒防止、落下のおそれがある屋外広告物の安全対策を推進する。 1-3-5 津波に強い施設整備を進める 府・市町村は津波に強い施設整備を進めるため、海岸保全施設等の対策工事を行うとともに、平成27年度に実施した津波浸水想定の結果を踏まえ、避難施設・避難路等の点検・整備を行う。 1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する（再掲） 過去に建設された公共施設等の社会資本が更新時期を迎えるに当たり、安心・安全を確保するためには公共施設等の全体を把握し、計画的に更新を図る必要がある。 このため、府は耐震性の維持・向上に向け策定した公共施設等管理方針に基づいて個別施設計画を策定し、施設の適正な維持・更新を図る。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
2 地震等に強い京都の人づくりを進める 阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたとされている。また、東日本大震災では、行政職員や庁舎等が津波によって大きな被害を受ける等、本来被災者を支援すべき行政がその機能を喪失したため、自助や互助・共助の重要性が改めてクローズアップされた。 こうした点からも大地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。 このため、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにNPO等の活動支援を強化する。 府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震等に強い京都の人づくり」を進める。 なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある南海トラフ地震については、東南海・南海地震や東海地震を包括した地震であることから、東海地震関連情報及び警戒宣言等発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。 また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。 2-1 家庭で取り組む（自助） 2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める 大規模地震から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府民一人ひとりの「自助」意識を高めることが重要である。 このため、平時から災害に関する情報や資料の入手に努めたり、住民と行政がまちづくりの段階から災害情報を共有して災害が発生したときの安全確保行動を検討するなど、府民一人ひとりが自覚して災害に備える。 2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する 大規模地震においては、道路や水道施設が損壊し、水や生活必需品が不足することが想定され、行政も救援活動を直ちに開始できない場合もある。 このため、各家庭においては、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応等の話し合いをもつなどの取組を進める。	2 地震等に強い京都の人づくりを進める 阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたとされている。また、東日本大震災では、行政職員や庁舎等が津波によって大きな被害を受ける等、本来被災者を支援すべき行政がその機能を喪失したため、自助や互助・共助の重要性が改めてクローズアップされた。 こうした点からも大地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。 このため、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにボランティア・NPO等の活動支援を強化する。 府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア・NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震等に強い京都の人づくり」を進める。 なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある南海トラフ地震については、南海トラフ地震臨時情報等の発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。 また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。 2-1 家庭で取り組む（自助） 2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める 大規模地震から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府民一人ひとりの「自助」意識を高めることが重要である。 このため、平時から南海トラフ地震等の災害に関する情報や資料の入手に努めたり、住民と行政がまちづくりの段階から災害情報を共有して災害が発生したときの安全確保行動を検討するなど、府民一人ひとりが自覚して災害に備える。 2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する 大規模地震においては、家屋倒壊や家具転倒により生命・身体に危険が及ぶほか、道路や水道施設が損壊し、水や生活必需品が不足することも想定され、行政も救援活動を直ちに開始できない場合もある。 このため、各家庭においては、住宅の耐震化や家具の固定、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応等の話し合いをもつなどの取組を進める。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
2-2 地域で取り組む（互助・共助） 2-2-1 地域の「つながり」を高める 大規模地震においては、防災関係機関の能力を超える被害が発生し、救出・救助活動が遅れることも予想され、できるだけ多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要である。 このため、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。 また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動で大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の地域参加や隣接地域・自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。 2-2-2 地域の防災意識を高める 地域の防災意識を高めるため、町内会、自治会、老人会、女性会、こども会、自主防災組織、消防団、災害ボランティア団体等様々な主体が連携・協働して、防災訓練等減災に向けた活動を行うとともに、行政はこれらの活動を支援する。 また、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による地区防災計画や防災マップの作成を進めるよう支援する。 2-2-3 減災に向けて地域で行動する 大規模地震においては、建築物等の倒壊だけでなく、火災が発生する場合もあり、初期消火の要となる消防団は、地域の防災体制の中核的存在である。 そのため、府・市町村は、消防団員が活動しやすい組織体制や環境づくりを進めるとともに、女性・若手・退団者等の積極的な登用による消防団活動の担い手の涵養を図る。 また、地域の防災拠点を設置するなど、防災資機材の整備を進める。	2-2 地域で取り組む（互助・共助） 2-2-1 地域の「つながり」を高める 大規模地震においては、防災関係機関の能力を超える被害が発生し、救出・救助活動が遅れることも予想され、できるだけ多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要である。 このため、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。 また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動で大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の地域参加や隣接地域・自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。 2-2-2 地域の防災意識を高める 地域の防災意識を高めるため、町内会、自治会、老人会、女性会、こども会、自主防災組織、消防団、災害ボランティア団体等様々な主体が連携・協働して、防災訓練等減災に向けた活動を行うとともに、行政はこれらの活動を支援する。 また、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による地区防災計画や防災マップの作成を進めるよう支援する。 2-2-3 減災に向けて地域で行動する 大規模地震においては、建築物等の倒壊だけでなく、火災が発生する場合もあり、地域の救助や初期消火の要となる消防団は、地域の防災体制の中核的存在である。 そのため、府・市町村は、消防団員が活動しやすい組織体制や環境づくりを進め、女性・若手・退団者等の積極的な登用による消防団活動の担い手の涵養を図るとともに、避難時の声掛け人材の育成を進める。 また、地域の活動拠点や防災資機材の整備を進める。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
2-3 学校で取り組む（共助） 2-3-1 学校での防災教育を充実する 府民一人ひとりの防災対応能力を向上させ、防災に貢献できる多様な人材を育成するためには、学校における防災教育を充実させる必要がある。 このため、各学校及び教育委員会は、各地域で実施する防災の取組に積極的に参加し、防災の経験や知識を有した専門家の協力を確保するなど学校・家庭・地域との連携体制を強化するとともに、授業、学級活動、学校行事等を通じて、発災時の緊急行動、地震の知識、応急処置等を教え、ボランティア精神を培う教育を推進する。 2-3-2 学校の危機管理体制を強化する 緊急時の情報連絡体制、発災時刻別の教職員の対応方策、保護者への引渡方法や学校での一時保護等、児童・生徒等の安全確保対策を事前に検討しておく必要がある。 このため、各学校及び教育委員会は、危機管理マニュアルの定期的な見直し等学校の危機管理体制を強化するとともに、研修会等を通じ教職員の防災に関する知識や応急処置技能の習得等教職員の危機対応能力の向上を図る。 2-4 組織で取り組む（共助） 2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める 災害時には、個人や地域、行政だけでなく、企業、専門的な技能・知識を有するNPOやボランティア団体等が行う被災者等の救出・救助、救援・救護等や復旧・復興等の活動に大きな期待が寄せられている。 このため、企業、NPO、ボランティア団体は、平時から組織内の人材育成や訓練、組織間の連携体制の確立に努める。 また、行政は、こうした組織との連携を強化するとともに、訓練・教育や活動機会の場を提供するなどの支援を行う。	2-3 学校で取り組む（共助） 2-3-1 学校での防災教育を充実する 府民一人ひとりの防災対応能力を向上させ、防災に貢献できる多様な人材を育成するためには、学校における防災教育を充実させる必要がある。 このため、各学校及び教育委員会は、各地域で実施する防災の取組に積極的に参加し、防災の経験や知識を有した専門家の協力を確保するなど学校・家庭・地域との連携体制を強化するとともに、授業、学級活動、学校行事等を通じて、発災時の緊急行動、地震の知識、応急処置等を教え、ボランティア精神を培う教育を推進する。 2-3-2 学校の危機管理態勢を強化する 緊急時の情報連絡体制、発災時刻別の教職員の対応方策、保護者への引渡方法や学校での一時保護等、児童・生徒等の安全確保対策を事前に検討しておく必要がある。 このため、各学校及び教育委員会は、危機管理マニュアルの定期的な見直し等学校の危機管理体制を強化するとともに、研修会等を通じ教職員の防災に関する知識や応急処置技能の習得等教職員の危機対応能力の向上を図る。 2-4 組織で取り組む（共助） 2-4-1 減災に向けて、企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する 災害時には、個人や地域、行政だけでなく、企業、専門的な技能・知識を有するNPOやボランティア団体等が行う被災者等の救出・救助、救援・救護等や復旧・復興等の活動に大きな期待が寄せられている。 このため、企業、NPO、ボランティア団体は、平時から組織内の人材育成や訓練、組織間の連携体制の確立に努めるとともに、こうした共助の取組への理解促進に取り組む。 企業等においては、従業員等がむやみに動かないようにし、備蓄物や災害情報等を提供する体制を構築する。 また、行政は、こうした組織との連携を強化するとともに、訓練・教育や活動機会の場を提供するなどの支援を行う。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
2-5 行政が支援する（公助） 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う 京都府全体の防災力を高めるためには、府民一人ひとりが平時から地震に対する備えを心がけるなど防災意識を高めることが重要である。 このため、府・市町村は、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行うとともに、自主防災組織の育成指導・助言等に努め、府民一人ひとりが、地域における災害の危険性を正しく理解できるようリスク情報の提供を行う。 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する 府・市町村は、京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。 特に、将来の地域づくりを担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。 また、住民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。 2-6 多様な視点で取り組む 2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む 性別や年齢、国籍等にかかわらず、被災者一人ひとりの人権が守られ安全に安心して生活できるようにするため、多様な視点を踏まえた防災対策意見交換会を開催する等、多様な視点で防災対策に取り組む。	2-5 行政が支援する（公助） 2-5-1 府民の防火意識を高めるための広報を行う 京都府全体の防災力を高めるためには、府民一人ひとりが平時から地震に対する備えを心がけるなど防災意識を高めることが重要である。 このため、府・市町村は、緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報の周知を含め、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行うとともに、自主防災組織の育成指導・助言等に努め、府民一人ひとりが、地域における災害の危険性を正しく理解できるようリスク情報の提供を行う。 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する 府・市町村は、京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して府民に正しい防災知識の普及を図る。 特に、将来の地域づくりを担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施するほか、大学での地域防災に携わるサークル等の立ち上げや活動への支援に取り組む。 また、住民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。 2-6 多様な視点で取り組む 2-6-1 多様な視点で防災活対策に取り組む 性別や年齢、国籍等にかかわらず、被災者一人ひとりの人権が守られ安全に安心して生活できるようにするため、多様な視点を踏まえた防災対策意見交換会を開催する等、多様な視点で防災対策に取り組む。 また、自主防災組織等、地域での取組にも多様な視点を踏まえた防災対策を促す。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る 阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊やこれに伴う出火等により多くの方々が亡くなった。また、住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となる。 こうしたことから、府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。 3-1 住宅の安全対策を進める 3-1-1 住まいの耐震診断を進める 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いことから、府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図り、耐震診断を促進する。 3-1-2 住まいの耐震改修等を進める 府・市町村は、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあるとされた住宅改修及び建て替えを支援するため、住宅関連事業者とも連携して、住宅リフォームに関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、住宅の耐震改修等を進める。 3-1-3 室内の安全対策を進める 阪神・淡路大震災では、建物倒壊は免れても、家具の転倒や落下、割れたガラス等により死傷するなど多くの人的被害が生じた。 また、家具の転倒はこうした被害だけではなく、避難や救助の妨げになる場合もある。 このため、府・市町村は、ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。 3-2 地震後の住まい再建の最適化を図る 3-2-1 災害後の仮住まいを確保する 府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や、民間の宿泊施設、賃貸住宅等を利用した多様な仮住まいを確保する仕組みの実効性を高める。 また、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を進め、仮設住宅建設の体制整備を図るとともに、入居運用の取決めをあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅への入居ができる体制を整備する。	3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る 阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊やこれに伴う出火等により多くの方々が亡くなった。また、住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となる。 こうしたことから、府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。 3-1 住宅の安全対策を進める 3-1-1 住まいの耐震診断を進める 昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いことから、府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図り、耐震診断を促進する。 3-1-2 住まいの耐震改修等を進める 府・市町村は、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあるとされた住宅改修及び建て替えを支援するため、住宅関連事業者とも連携して、耐震フェア等の開催を通じて、住宅リフォームに関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、住宅の耐震改修等を進める。 3-1-3 室内の安全対策を進める 阪神・淡路大震災では、建物倒壊は免れても、家具の転倒や落下、割れたガラス等により死傷するなど多くの人的被害が生じた。 また、家具の転倒はこうした被害だけではなく、避難や救助の妨げになる場合もある。 このため、府・市町村は、ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するとともに、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進するほか、耐震シェルター、感震ブレーカーや家具の転倒防止等の対策が施された減災化住宅の普及を進める。 3-2 地震後の住まい再建の最適化を図る 3-2-1 災害後の仮住まいを確保する 府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅や賃貸住宅等を利用した多様な仮住まいを確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急住宅の建設適地の選定を進め、応急住宅建設の体制整備を図る。また、応急仮設住宅への入居運用の取決めをあらかじめ決めておくなど、早期に応急仮設住宅への入居ができる体制や具体的手順を整備する。

京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表（防災戦略）

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
3-2-2 住まいの再建を支援する 大規模地震により被災した住宅の再建は、被災者の自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、府・市町村は、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助によりこの隙間を埋める「互助」の仕組みとして、全国規模での「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。	3-2-2 住まいの再建を支援する 大規模地震により被災した住宅の再建は、被災者の自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、府・市町村は、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進する。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
4 行政等の災害対応対策の向上を図る 府・市町村は、災害時においても府民の生命、身体、財産を守る責務を有する。 このため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を国際規格（ISO22320）に基づき構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。 また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、公共インフラ被害の応急措置、生活再建の支援等を行う。 4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を図る 4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する 大規模地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、発災当初から、災害時の情報を一元化し、連携を促進することで資源の有効な活用を図ることが求められる。 このため、府・市町村は、初動体制を充実・強化するとともに、特に耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替拠点を定めることも検討する。 また、防災の総合的な計画である地域防災計画や災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等の変化に応じて見直す。 4-1-2 通信の手段を確保する 大規模地震の発生直後は、通信回線が輻輳したり、不通となることが想定される。 このため、府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速な情報伝達を図るため、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。 4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める 大規模地震が発生した場合、中山間地を中心として、道路の被災によるアクセスルートの寸断や通信手段の途絶等により、情報収集が困難な状況の発生が懸念される。 また、様々なルートから多くの情報が入ってくることから、災害対策本部が必要とする情報を選別・整理し、評価することが必要となる。 このため、府・市町村は、被害情報の迅速な収集を行うとともに、新たな防災情報システムを整備し、効率的に活用した訓練を実施する。	4 行政等の災害対応対策の向上を図る 府・市町村は、災害時においても府民の生命、身体、財産を守る責務を有する。 このため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を国際規格（ISO22320）に基づき構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。 また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、公共インフラ被害の応急措置、生活再建の支援等を行う。 4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を図る 4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する 大規模地震が発生した場合、災害対策本部を設置し、発災当初から、災害時の情報を一元化し、連携を促進することで資源の有効な活用を図ることが求められる。 このため、府は、多くの関係機関からの応援要員の受入れ場所等を備えた危機管理センターを設置する。また、府・市町村は、災害時の応急対応業務の標準化を進め、訓練等を実施することにより初動体制を充実・強化するとともに、特に耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替施設を確保する。 さらに、防災の総合的な計画である地域防災計画や、災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした京都府庁地震業務継続マニュアルを社会環境等の変化に応じて見直し、実効性を確保する。 4-1-2 通信の手段を確保する 大規模地震の発生直後は、通信回線が輻輳したり、不通となることが想定される。 このため、府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速な情報伝達を図るため、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。 また、民間事業者により災害時の通信サービスを確保するとともに、国から府・市町村への移動通信機器の貸与などの連携体制を構築する。 4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める 大規模地震が発生した場合、中山間地を中心として、道路の被災によるアクセスルートの寸断や通信手段の途絶等により、情報収集が困難な状況の発生が懸念される。 また、様々なルートから多くの情報が入ってくることから、災害対策本部が必要とする情報を選別・整理し、評価することが必要となる。 このため、府は、新たな総合防災情報システムを整備し、民間事業者がICTやAI技術を活用して提供する情報を入手する仕組みを構築するなどにより、被害情報の迅速な収集を行う。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する 大規模地震が発生した直後は組織間の情報共有や伝達において、府・市町村間の被害情報等の連絡が円滑に行えない事態が想定されるほか、府民への防災情報の伝達に支障をきたすおそれがある。 このため、府・市町村は全国瞬時警報システム等の整備をはじめ、地上デジタル放送や携帯情報端末など、多様な手段での情報伝達体制を確立する。 4-1-5 応援・受援体制を強化する 大規模地震においては、被災自治体だけでの対応では限界があることから、国や他府県、防災関係機関と連携した応援・受援体制を検討する必要がある。 このため、平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるほか、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。 また、府・市町村は、自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定、国や関西広域連合、他地方公共団体との平時からの連携強化、広域災害を想定した遠隔都道県との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、広域的な応援・受援体制を強化する。 なお、海外からの救援部隊等による支援受入れ体制の整備については、適切に検討する。 4-1-6 府民への広報活動を確立する 発災直後はもちろんのこと、被災後の府民生活を支援する上でも、府・市町村は継続的に府民に必要な情報を提供することが重要である。 このため、府・市町村は、特別な配慮を必要とする者も含め、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携して様々な伝達手段を用いた情報伝達体制の整備を進める。 また、発災直後から被害の状況、生活支援対策の状況等の情報を府民に提供するほか、個人情報保護の観点を踏まえた家族の安否情報の提供のあり方を検討する。	4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する 大規模地震が発生した直後は組織間の情報共有や伝達において、府・市町村間の被害情報等の連絡が円滑に行えない事態が想定されるほか、府民への防災情報の伝達に支障をきたすおそれがある。 これまで、府・市町村は全国瞬時警報システム等の整備をはじめ、地上デジタル放送や携帯情報端末など、多様な手段での情報伝達体制を確立してきた。 今後は、防災・防犯メールを登録者を拡大し、情報伝達体制を強化する。 4-1-5 応援・受援体制を強化する 大規模地震においては、被災自治体だけでの対応では限界があることから、国や他府県、防災関係機関と連携した応援・受援体制を検討する必要がある。 このため、平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるほか、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都の連携・応援体制を構築する。 また、府・市町村は、自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定、国や関西広域連合、他地方公共団体との平時からの連携強化、広域災害を想定した遠隔都道県との連携強化を図るとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき、広域的な応援・受援体制を強化する。 なお、海外からの救援部隊等による支援受入れ体制の整備については、適切に検討する。 4-1-6 府民への広報活動を確立する 発災直後はもちろんのこと、被災後の府民生活を支援する上でも、府・市町村は継続的に府民に必要な情報を提供することが重要である。 このため、府・市町村は、特別な配慮を必要とする者も含め、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携して様々な伝達手段を用いた情報伝達体制の整備を進める。 また、発災直後から被害の状況、生活支援対策の状況等の情報を府民に提供するほか、個人情報保護の観点を踏まえた家族の安否情報を提供する体制を確立する。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する 4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる 大規模地震では、建築物の倒壊、崖崩れ等の発生、さらに地震に伴って発生した火災の延焼、津波の襲来等被害が広範囲にわたるおそれがあり、消火と救出活動の効率的な役割分担のもと、一人でも多くの府民の生命を守る必要がある。 このため、消防・救出・救助機関の能力を高めるとともに、研修・教育等を積極的に実施し、職員の災害対応能力を向上させるとともに、災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム（DMAT）従事者の養成・確保を図る。 また、孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、亡くなられた方への対策を行う。 4-2-2 被災者の生活対策を支援する 被災地においては通常の生活が困難となることから、被災者が安全で安心な温かみのある生活を送れるよう、生活対策を実施する必要がある。 このため、府・市町村は避難所となる施設の耐震化等を図り、安心・安全な避難所運営体制を確保するとともに、府民の健康管理や避難所等の衛生管理を図る。 また、被災地における治安の維持を図るため、警察による警備体制の充実・強化を行う。 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う 高齢者・障害者等の災害時要配慮者は、自力での避難が困難であったり、避難所での生活に特別な配慮が必要である。 このため、府・市町村は、災害時における情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活での介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。 また、自主防災組織をはじめとする地域の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。	4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する 4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる 大規模地震では、建築物の倒壊、崖崩れ等の発生、さらに地震に伴って発生した火災の延焼、津波の襲来等被害が広範囲にわたるおそれがあり、消火と救出活動の効率的な役割分担のもと、一人でも多くの府民の生命を守る必要がある。 このため、消防・救出・救助機関の能力を高めるよう研修・教育等を積極的に実施し、職員の災害対応能力を向上させるとともに、災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム（DMAT）従事者の養成・確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。 また、孤立する可能性がある地域を事前に把握することや、安否不明者の氏名等の公表のあり方を検討することにより、救助・救出活動の円滑化を図るとともに、亡くなられた方への対策を行う。 4-2-2 被災者の生活対策を支援する 被災地においては通常の生活が困難となることから、被災者が安全で安心な温かみのある生活を送れるよう、生活対策を実施する必要がある。 このため、府・市町村は避難所となる施設の耐震化、ペット同行避難体制の確立等を図り、避難所情報の共有、安心・安全な避難所運営体制を確保するとともに、府民の健康管理や避難所等の衛生管理を図る。 また、停電に備え、避難所等で電力を確保する体制を構築するとともに、家庭や企業でも太陽光発電の普及促進を図る。 さらに、大規模地震では、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、通勤・通学者等、多くの帰宅困難者が発生することが想定される。 このため、府・市町村及び関係機関は、帰宅困難者に対する避難場所の確保、情報提供・帰宅支援ステーションの拡大等、帰宅困難者支援体制をさらに推し進め、帰宅困難者の安全を確保する。 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う 高齢者・障害者等の災害時要配慮者は、自力での避難が困難であったり、避難所での生活に特別な配慮が必要である。 このため、府・市町村は、災害時における情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活での介助者の確保、個別避難計画の策定、要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成支援、京都府災害派遣福祉チーム（京都DWAT）の養成等、要配慮者支援の取組を進める。 また、自主防災組織をはじめとする地域の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う 大規模地震においては、食料等の調達物資が大量に必要となり、保管スペースの確保や物資の仕分け、配送作業に大きな混乱が生じることが予想される。東日本大震災では、発災初期の拠点施設での物資の滞りもあり、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった事例も散見されている。 このため、府・市町村は「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進めるとともに、関西広域連合との連携や民間物流事業者と締結した協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する 被災地では、多くの災害ボランティアの活動が、災害発生後の初動期から復旧・復興期までの様々な局面において大きな役割を果たしている。 このため、こうした支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府・市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等は、相互に連携し、災害ボランティアのネットワークを構築するとともに、全市町村で災害ボランティアセンターを常設化するなど災害ボランティアセンターの機能向上を図る。 また、災害時に各地から集まるNPOやボランティアの的確な受入れ、適材適所への配置や、被災者からのニーズに的確に対応するためのスタッフを専門分野ごとに重層的に養成する。 4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う 大規模地震においては、地域外と接続している道路、鉄道等が寸断したり、港湾や漁港、基幹的な電力・上下水道等の施設が被災し、生業（職）と住まい（住）の双方に支障が出ることが懸念される。また、生活だけでなく、ライフラインや他のインフラの復旧作業や、被災地に応援に向かう各機関、災害ボランティア等の活動にも支障が及ぶことが懸念される。 このため、府、市町村は早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、関係機関等と災害時応援協定を締結する等、災害復旧に係る協力体制を構築する。 また、鉄道及びライフライン事業者、道路管理者は、必要となる人材確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。 4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う 被災直後に建築物や宅地がどの程度被害を受けているかを判定することは、余震等による二次災害の防止や仮設住宅の必要数の把握、復旧・復興計画の策定等のために重要であり、被災者の生活の安定に不可欠なものである。 このため、府・市町村は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会を開催するとともに、近畿府県等と連携を図りながら実地・連絡訓練、研修会を開催することにより、危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。	4-2-4 物資等の輸送、共有対策を行う 大規模地震においては、食料等の調達物資が大量に必要となり、保管スペースの確保や物資の仕分け、配送作業に大きな混乱が生じることが予想される。東日本大震災や熊本地震では、発災初期の拠点施設での物資の滞りもあり、被災者に必要な物資が適切なタイミングで供給されなかった事例も散見されている。 このため、府・市町村は「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、計画的な備蓄を進めるとともに、総合防災情報システムによる備蓄物資管理システムの構築、関西広域連合との連携強化や民間物流事業者と締結した協定の実効性確保により、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する 被災地では、多くの災害ボランティアの活動が、災害発生後の初動期から復旧・復興期までの様々な局面において大きな役割を果たしている。 このため、こうした支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府・市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等は、相互に連携し、災害ボランティアのネットワークを構築するとともに、災害ボランティアセンターの機能向上を図る。 また、災害時に各地から集まるNPOやボランティアの的確な受入れ、適材適所への配置や、被災者からのニーズに的確に対応するためのネットワークを確立する。 4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う 大規模地震においては、地域外と接続している道路、鉄道等が寸断したり、港湾や漁港、基幹的な電力・上下水道等の施設が被災し、生業（職）と住まい（住）の双方に支障が出ることが懸念される。また、生活だけでなく、ライフラインや他のインフラの復旧作業や、被災地に応援に向かう各機関、災害ボランティア等の活動にも支障が及ぶことが懸念される。 このため、府、市町村は早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、関係機関等と災害時応援協定を締結する等、災害復旧に係る協力体制を構築する。 また、鉄道及びライフライン事業者、道路管理者は、必要となる人材確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、府とライフライン事業者が連携した応急復旧体制の構築を図る。 4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う 被災直後に建築物や宅地がどの程度被害を受けているかを判定することは、余震等による二次災害の防止や仮設住宅の必要数の把握、復旧・復興計画の策定等のために重要であり、被災者の生活の安定に不可欠なものである。 このため、府・市町村は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会を開催するとともに、近畿府県等と連携を図りながら実地・連絡訓練、研修会を開催することにより、危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う 罹災証明は被災者支援に関する各種制度において活用され、被災者の早期の生活再建のためには、被災者が迅速に発行を受けられるようにすることが不可欠であり、発災後は早急に被害認定調査を実施する必要がある。しかし、大規模災害時は広範囲に被害が及ぶことや、発災直後の調査員の確保が困難となる可能性がある。 このため、府・市町村は共同して被災者生活再建支援システムを構築し、被災地域に対する円滑な支援体制を整備する。 4-2-9 災害後の仮住まいを確保する（再掲） 府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や、民間の宿泊施設、賃貸住宅等を利用した多様な仮住まいを確保する仕組みの実効性を高める。 また、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を進め、仮設住宅建設の体制整備を図るとともに、入居運用の取決めをあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅への入居ができる体制を整備する。 4-2-10 生活再建を支援する 大規模地震においては、多数の府民が住まいや仕事を失うことが想定され、こうした被災者が早期に通常の生活に戻れるよう支援体制を構築することが重要である。 このため、府・市町村は、被災者の迅速な支援体制の整備を進めるとともに、各種相談体制の整備を行い、早期復興を可能とするため、平時から地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動の環境整備、企業による地域貢献等の「共助」の推進を支援する。 また、被災した場合には、これら地域コミュニティを維持・活用し、復興のための組織を立ち上げるなど、復興まちづくりを支援する。 4-2-11 廃棄物処理を進める 大規模地震においては、通常時の年間処理量の数倍から数十倍に上る災害廃棄物が発生し、それらを適切に処理することが、復旧、復興を円滑に進める上で大きな課題となっている。 このため、府・市町村は、産業廃棄物処理業者等との連携強化を行うとともに、災害廃棄物に関する処理計画を適宜改善する。	

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する 大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要である。 このため、事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立するとともに、防災における協力体制を構築する。 また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。 5-1 企業・大学の事業継続を確立する 5-1-1 京都全体のBCPを進める 大規模地震により企業活動が中断・停止すると、被災地域の経済被害がさらに拡大し地域経済が一層停滞する。 地域社会全体の活力の維持・向上のためには、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、BCPで自組織を守るということを超え、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守ることが必要となる。 このため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関、大学等による推進会議を開催するとともに、地域・業界での連携、オール京都での体制確立などを図ることにより、「京都BCP」の推進を図る。 5-2 地域の業務継続を確立する 5-2-1 地域の活力を維持する 大規模地震により被災すると、日常的な活動の停止や財産の喪失等により、地域活力の低下は免れない。 このため、府・市町村は、復興に係る対策本部の設置やマニュアルの作成等を行うとともに、ボランティア、NPO等地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、地域の産業や生活コミュニティの維持・継続・再建に向け、支援する体制の整備に努める。	5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する 大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要である。 このため、事業継続計画等を策定して訓練を実施するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立し、防災における協力体制を構築するとともに、迅速な復旧・復興を実現するため事前復興に取り組む。 また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。 5-1 企業・大学の事業継続を確立する 5-1-1 京都全体のBCPを進める 大規模地震により企業活動が中断・停止すると、被災地域の経済被害がさらに拡大し地域経済が一層停滞する。 地域社会全体の活力の維持・向上のためには、BCPの考え方を「京都」全体に適用し、BCPで自組織を守るということを超え、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守ることが必要となる。 このため、専門家、府内の行政、関係団体、ライフライン機関、大学等による推進会議を開催するとともに、地域・業界での連携、医療機関における連携、オール京都での体制確立などを図ることにより、「京都BCP」の充実に努める。 また、中小企業や病院のBCP策定を支援する。 5-2 地域の業務継続を確立する 5-2-1 地域の活力を維持する 大規模地震により被災すると、日常的な活動の停止や財産の喪失等により、地域活力の低下は免れない。 このため、府・市町村は、復興に係る対策本部の委員選定や復旧計画策定手順の決めなど、事前復興に取り組むとともに、ボランティア、NPO等地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、地域の産業や生活コミュニティの維持・継続・再建に向け、支援する体制の整備に努める。

第二次京都府戦略的地震防災対策指針	第三次京都府戦略的地震防災対策指針（案）
6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する 京都らしさを保った復旧・復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。 6-1 京都のイメージを守る 6-1-1 観光客等を保護する 大規模地震では、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、通勤・通学者、観光客等、多くの帰宅困難者が発生することが想定される。 このため、府・市町村及び観光事業者等は、観光客等帰宅困難者に対する避難場所の確保、情報提供・帰宅支援ステーションの整備等、帰宅困難者支援体制を整備し、観光客等帰宅困難者の安全を確保する。 6-1-2 観光産業を再興する 観光は、京都における基幹産業の一つであり、快適なまちづくりや地域経済の活性化にとって重要なものである。 このため、府・市町村は、観光関連産業の早期復興を目指し、各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、風評被害対策を事前に検討し対策案を作成しておく。 6-2 「京都文化」を守る 6-2-1 伝統・文化を守る 京都府には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、これらは貴重な国民的財産であるので、永く将来に伝えていかなければならないが、耐震対策が進んでいないところも多く、また、文化財周辺の市街化の進展による延焼被災の可能性も高まってきている。 このため、文化財等の所有者は、建造物の倒壊防止対策、重要工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置を進め、府・市町村は、文化財（有形・無形）のデータベース化を推進する。 また、復興に当たって、府・市町村及び文化財等の所有者は、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、並びに史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化を守り、継承することに留意する。	6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する 京都らしさを保った復旧・復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。 6-1 京都のイメージを守る 6-1-1 観光客等を保護する 大規模地震では、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、外国人を含む観光客が滞留することが想定される。 このため、府・市町村及び観光事業者等は、観光客に対する避難場所の確保や多言語による情報提供等、観光客保護体制を整備し、観光客の安全を確保する。 6-1-2 観光産業を再興する 観光は、京都における基幹産業の一つであり、快適なまちづくりや地域経済の活性化にとって重要なものである。 このため、府・市町村は、観光関連産業の早期復興を目指し、各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、風評被害対策を事前に検討し対策案を作成しておく。 6-2 「京都文化」を守る 6-2-1 伝統・文化を守る 京都府には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、これらは貴重な国民的財産であるので、永く将来に伝えていかなければならないが、耐震対策が進んでいないところも多く、また、文化財周辺の市街化の進展による延焼被災の可能性も高まってきている。 このため、文化財等の所有者は、建造物の倒壊防止対策、重要工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置を進め、府・市町村は、文化財（有形・無形）のデータベース化を推進する。 また、復興に当たって、府・市町村及び文化財等の所有者は、町家の再興、被災文化財の修復、並びに史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化を守り、継承することに留意する。